

所得の少ない方や3歳6カ月までのお子さんのいる方へ

10月1日(火)からプレミアム付の福祉商品券を販売します

対象の方に購入引換券をお送りします

今年度市民税非課税の方

対象と思われる方に購入引換券申請書をお送りしていただきます。

必要事項を記入し、提出してください。

申請書提出済みの方には9月18日(水)以降、順次、購入引換券をお送りします。購入方法などを記載した説明書も同封しますので、ご確認のうえ、ご購入ください。

※購入引換券申請書の提出期限は、12月2日(月)です。この期日以後は購入引換券を発行しません。

表紙

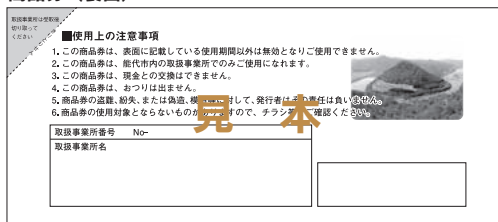
福祉商品券 (見本)



商品券 (表面)



商品券 (裏面)



3歳6カ月までの

お子さんのいる方

平成28年4月2日～令和元年9月30日に誕生したお子さんが属する世帯の世帯主を対象に購入引換券をお送りします。

7月未までに誕生したお子さん分は、9月20日(金)までに、8～9月に誕生したお子さん分は、10月以降、順次お送りします。購入方法などを記載した説明書も同封しますので、ご確認のうえ、ご購入ください。

販売期間

10月1日(火)～2月21日(金)

販売場所

福祉課および地域局市民福祉課

※ご都合の良い場所でご購入ください。

販売額

1冊5000円分を4000円で販売

(1000円券×5枚)

※対象者1人につき、5冊まで購入可能です。1冊ずつ分けての購入も可能です。1冊を分割した販売はありません。

使用できる店舗など

購入引換券と一緒に、使用できる店舗などの一覧をお送りします。市ホームページでも9月20日(金)から情報を掲載します。なお、使用できる店舗は随時更新されます。

福祉商品券使用期間

10月1日(火)～2月29日(土)

問合せ

福祉課

☎ 89・21152

設置場所などの情報を適切に把握するため

農業用ため池は届け出が必要です

昨年7月の豪雨など、近年、大雨により多くの農業用ため池が被災し、下流域の住宅などに甚大な被害が全国各地で発生しています。



このため、農業用ため池の情報適切に把握し、決壊による被害などを防止するため

届出制度のポイント

届出が必要となるため池は？

農業用に利用されるすべてのため池です。現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要です。

届出の期限は？

・法律の施行日(令和元年7月1日)より前に設置されたため池については、今年12月末までに届け出をする必要があります。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、今年7月1日から施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を県(市)に届け出る必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

農業振興課 ☎ 89・21183
地域局環境産業課

☎ 73・4500

・法律の施行日(令和元年7月1日)以後、農業用ため池を設置・廃止するときや、届出情報に変更があった場合、遅滞なく届け出する必要があります。

届出をすべき人は？

農業用ため池の所有者です。法律の施行日前に設置された施設については、所有者または管理者のいずれかです。

届出書類などの提出先は？

・能代地域 農業振興課
・二ツ井地域

地域局環境産業課